

はじめに

現在、本市産業を取り巻く環境は、本格的な人口減少社会を迎え、少子高齢化、若者の大都市圏への流出などにより、消費の低迷や人手不足が深刻化しているほか、産業構造の変化やグローバル経済の進展などにより、依然として厳しい状況におかれています。

これまで、本市におきましては、平成 23 年 3 月に「丸亀市産業振興条例」を制定し、本条例のもと、「丸亀市産業振興計画」（平成 25 年度～平成 29 年度）が策定され、各種事業展開により産業振興の発展に努めてまいりました。

しかしながら、前計画策定から 5 年が経過し、引き続き、持続的に本市の産業振興に取り組むため、今の社会経済環境にあった新たな産業振興計画の策定が必要となったことから、『「未来の 100 年企業」を育むまち・丸亀』を基本理念とした「第二次丸亀市産業振興計画」（2018 年度～2022 年度）を策定いたしました。

本計画は、本市産業の様々な課題に対して、地域内経済循環と再投資の促進という視点で、5 つの基本的な考え方に基づき、産業分野別及び地域別に今後の振興方針と主要な施策展開を示したものであり、丸亀市産業振興条例の基本方針を踏まえ、産業振興を総合的かつ計画的に推進するものです。

また、本計画と同時にスタートいたします「第二次丸亀市総合計画」で掲げる基本方針においても「活力みなぎるまち」として、地域産業の活性化により、働く環境を充実するとともに、市民と地域の活力がみなぎる、元気なまちを目指してまいります。

最後に、本計画の策定にあたり、活発な議論と貴重なご意見をいただきました丸亀市産業振興推進会議の岡田会長をはじめ、委員の皆様には、心から御礼を申し上げ、今後とも、本市の産業振興施策の推進に向けて、より一層のご理解とご協力を賜りますよう、お願い申し上げます。

平成 30 年 3 月

丸亀市長 **梶 正治**

目 次

第1章 策定の背景と目的.....	1
1. 背景と目的	1
2. 計画期間.....	1
3. 上位・関連計画との関係	2
第2章 丸亀市産業の特徴と課題.....	3
1. 丸亀市における地域経済の特徴	3
2. 丸亀市における産業の主な課題	14
第3章 基本理念	18
第4章 産業振興の基本的な考え方	19
1. 丸亀市における産業振興の視点	19
2. 産業振興の基本的な考え方.....	20
第5章 施策の方向性	21
1. 農水産業.....	21
2. 工業・地場（伝統）産業	23
3. 商業・サービス業	25
4. 観光（産業）	27
5. 地域別の産業振興	29
第6章 計画推進の仕組み.....	31
1. 丸亀市産業振興推進会議の役割	31
2. 庁内及び関係機関の連携	31
3. 進行管理の方法.....	32
参考資料.....	33

第1章 策定の背景と目的

1. 背景と目的

本市産業を取り巻く環境は、国際的な競争の激化、産業構造の変化や少子高齢化の進展等により大きく変化しています。

このような中で、本市の産業振興を図るため、2011年（平成23年）3月に「丸亀市産業振興条例」が制定されました。また、本条例のもと、事業者、市民、産業経済団体等と行政が一体となって産業振興の取組みを図る「丸亀市産業振興計画（平成25年度～平成29年度）」が策定されました。

計画から5年が経過し、持続的かつ計画的に本市の産業振興に取り組むため、前産業振興計画に対する進捗状況評価を行い、今の時代状況に合った新たな産業振興計画の策定が必要となりました。

そこで、本計画は「丸亀市総合計画」、「丸亀市産業振興条例」の基本方針を踏まえ、産業振興を総合的かつ計画的に推進することを目的として定めるものです。

2. 計画期間

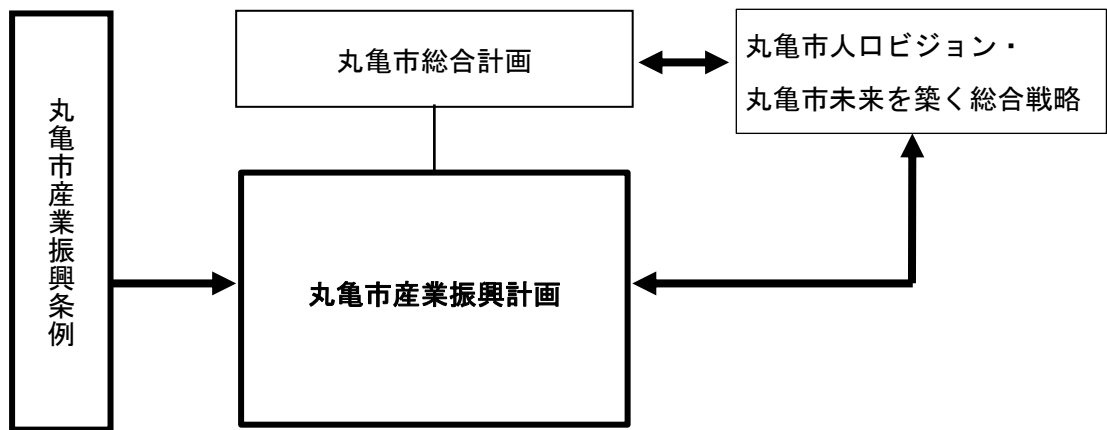
本計画の計画期間は、2018年度から2022年度までの5ヵ年とします。

(年度)	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022
丸亀市総合計画	→				→				
丸亀市人口ビジョン・総合戦略		→							
丸亀市産業振興計画		(前計画)	→		→				

3. 上位・関連計画との関係

本計画は、本市の産業振興の方向性を定めた「丸亀市産業振興条例」に基づいて策定されるもので、上位計画である「丸亀市総合計画」との整合性を図り、本市の産業振興を推進するための計画として位置づけられます。

[図表 1-1] 丸亀市産業振興計画の位置付け



第2章 丸亀市産業の特徴と課題

1. 丸亀市における地域経済の特徴

【沿革】

本市は、歴史、文化、芸術、伝統と近代的産業が共存する地域です。16世紀末から丸亀城を中心とする城下町として繁栄し、丸亀うちわに代表される伝統産業と沿岸部に形成された塩田を活用した製塩業を中心に発展してきました。

第二次世界大戦後においても塩業、うちわ産業、紡績業など地元事業者による地域産業が丸亀市経済を支え、国内の市場拡大や固定相場制を生かしたアメリカへの輸出がこれを後押ししました。高度経済成長期にあたる1963年の工業統計書によると、丸亀市の製造業は、食品製造業、繊維工業、化学工業という「3本の柱」によって、経済が成り立っていました。これら3部門は、輸出縫製、塩業等によって支えられ、その製造品出荷額は、市全体の約50%に達する水準でした。

このような伝統産業あるいは軽工業を中心とした産業構造の大きな転機となったのは、1970年代です。1950年代後半から進められていた企業誘致により、丸亀市でも沿岸部で工業団地が形成されるようになりました。1970年代を通じて、沿岸部塩田の工業用地への転用が進展しました。1980年代以降は、主導産業が伝統的部門から誘致企業を中心とする大規模輸出産業へと変容し、グローバル経済と直結するようになっていきました。また、地元中小企業と誘致企業との階層構造も顕著になっていきました。

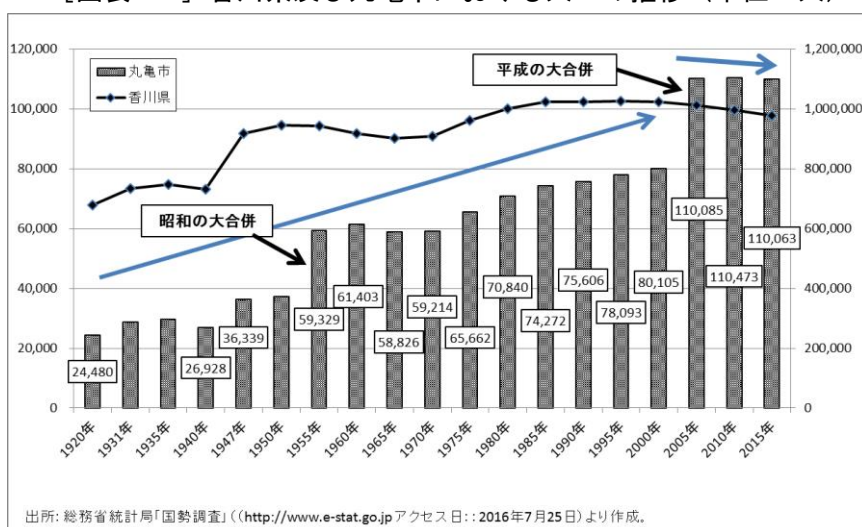
1990年代以降は、グローバル化の影響をより強く受けるようになるとともに、近年では少子高齢化などの課題が地域経済を覆うなかで、地域経済の構造は大きな変容を遂げています。

【人口】

（人口の推移）

本市では2005年（平成17年）の合併により、人口は約11万人となり、それ以降はほぼ横ばいで推移しています。2015年の丸亀市人口ビジョンによると、将来の推計人口は、2040年に約9万4千人、2060年に約7万7千人とされており、他の多くの基礎自治体と同様に、人口減少が見込まれています。

〔図表 2-1〕 香川県及び丸亀市における人口の推移（単位：人）

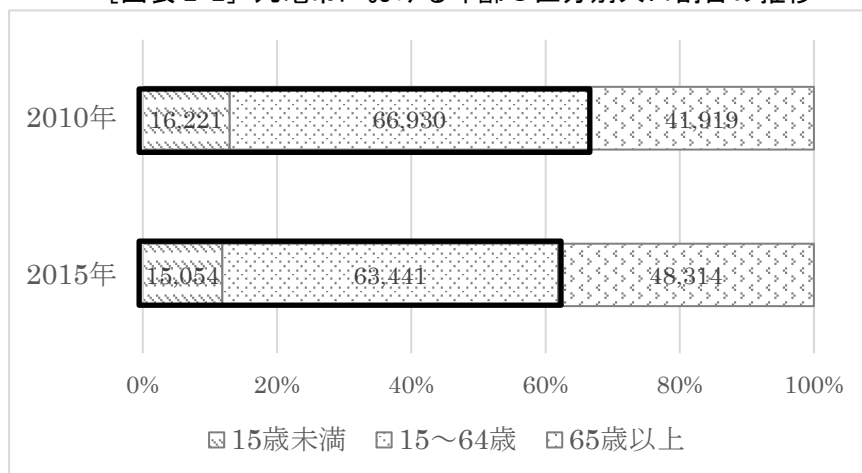


（年齢3区分別人口割合）

国勢調査をもとに、本市の世代別人口構成（年齢3区分別）を見ると、2010年から2015年にかけて、15歳未満（年少人口）と15～64歳（生産年齢人口）が減少する一方で、65歳以上（老年人口）が増加する傾向にあります。

また、少子高齢化の影響もあり、若年層の割合も低下しています。大学進学や就職などにより「20～24歳」の年齢層で人口構成比率が最も低くなるということも指摘されています。

〔図表 2-2〕 丸亀市における年齢3区分別人口割合の推移



〔出所〕 総務省統計局「国勢調査」平成22年・27年より作成

(島しょ部)

本市の島しょ部には、本島・牛島・広島・小手島・手島の5島が含まれますが、本島、広島、小手島では子どもの数が減少し、高齢化率が高まる傾向にあります。

[図表 2-3] 丸亀市5島の年齢3区分別人口と高齢化率の推移

(本島)

	15歳未満	15～64歳	65歳以上	高齢化率
2000年	73	346	349	45.4%
2005年	54	260	291	48.1%
2010年	43	178	271	55.1%
2015年	22	133	237	60.5%

(牛島)

	15歳未満	15～64歳	65歳以上	高齢化率
2000年	0	8	10	55.6%
2005年	—	6	12	66.7%
2010年	—	3	11	78.6%
2015年	—	3	7	70.0%

(広島)

	15歳未満	15～64歳	65歳以上	高齢化率
2000年	8	191	254	56.1%
2005年	4	122	225	64.1%
2010年	0	84	197	70.1%
2015年	1	39	186	82.3%

(小手島)

	15歳未満	15～64歳	65歳以上	高齢化率
2000年	17	58	21	21.9%
2005年	3	32	16	31.4%
2010年	5	31	17	32.1%
2015年	1	19	16	44.4%

(手島)

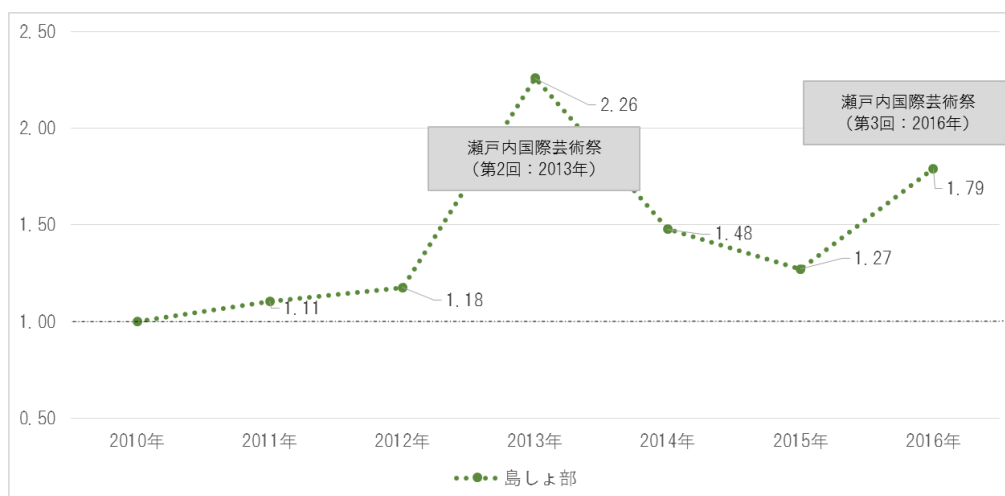
	15歳未満	15～64歳	65歳以上	高齢化率
2000年	2	15	55	76.4%
2005年	—	7	47	87.0%
2010年	—	7	33	82.5%
2015年	—	3	27	90.0%

(注)①本島は、生ノ浜地区の人口が秘匿情報となっているため、実際の人口と合致しない。
②「高齢化率」は、65歳以上の各島人口を各島の全人口で除し、百分率で示したものである。
(出所)総務省統計局「国勢調査」各年度版

島しょ部の活力を生み出す試みとして、観光産業への期待が高まっています。3年に1度開催される瀬戸内国際芸術祭(本島のみ)、HOT サンドルプロジェクト、本島マラソンなど、各種イベントによる集客もみられます。特に、瀬戸内国際芸術祭は大きな集客効果があります。

一方で、ホテルや旅館など宿泊施設が少ないことから、宿泊者数は伸びていないことが指摘されています。

[図表 2-4] 島しょ部におけるイベントと観光入込客数の関係



[出所] 丸亀市資料より作成

(注) 指数は2010年を「1」として、各年を算出。

【産業】

(全産業)

丸亀市の産業は、2009年から2014年にかけて、事業所数は192ヶ所の減少、従業者数は1,798人の減少となっています。従業者数については、卸売業・小売業、建設業などで大きく減少していますが、教育・学習支援業や医療・福祉において、大幅に増加しています。

[図表 2-5] 丸亀市産業の民営事業所数、従業者数の増減

	2009年		2012年		2014年		2009年→2014年増減	
	事業所数	従業者数	事業所数	従業者数	事業所数	従業者数	事業所数	従業者数
A～R 全産業(S公務を除く)	4,699	43,461	4,450	40,410	4,507	41,663	-192	-1,798
A～B 農林、漁業	19	209	14	78	24	222	5	13
A 農業、林業	15	189	11	55	21	210	6	21
B 漁業	4	20	3	23	3	12	-1	-8
C 鉱業、採石業、砂利採取業	14	41	10	30	12	33	-2	-8
D 建設業	492	4,077	441	3,254	433	3,133	-59	-944
E 製造業	346	9,025	342	8,789	345	8,780	-1	-245
F 電気・ガス・熱供給・水道業	4	140	4	154	4	157	0	17
G 情報通信業	34	225	27	219	26	200	-8	-25
H 運輸業、郵便業	86	2,162	85	2,081	90	2,208	4	46
I 卸売業、小売業	1,309	9,357	1,207	8,533	1,207	8,678	-102	-679
J 金融業、保険業	100	1,149	98	1,078	97	1,047	-3	-102
K 不動産業、物品賃貸業	283	1,032	252	821	258	853	-25	-179
L 学術研究、専門・技術サービス業	190	968	179	918	187	1,069	-3	101
M 宿泊業、飲食サービス業	631	4,028	602	3,724	600	3,645	-31	-383
N 生活関連サービス業、娯楽業	429	1,910	420	1,877	408	1,780	-21	-130
O 教育、学習支援業	148	808	140	750	142	874	-6	66
P 医療、福祉	271	5,411	295	5,553	349	6,205	78	794
Q 複合サービス事業	39	302	37	288	34	263	-5	-39
R サービス業(他に分類されないもの)	304	2,617	297	2,263	291	2,516	-13	-101

[出所] 総務省統計局 経済センサスより作成

(製造業)

丸亀市の製造業は、バブル経済期以降、全体として事業所数、従業者数の減少傾向が続いており、1990年には事業所数で350ヶ所、従業者数で約11,000人であったのに対して、2014年には168ヶ所、約7,000人と大幅に減少しています。従業者数については、2000年代後半にやや上昇するものの、事業所数と同様に全体として減少傾向にあり、2014年時点の従業者数は、1990年と比較すると63.0%の水準にあります。また、製造品出荷額等については、2005年から2014年のデータをみると、約1,990億円から約2,817億円へ大きく増加しています。これは、後述のように、輸送用機械器具製造業などの出荷額が大きく伸びていることが背景にあります。

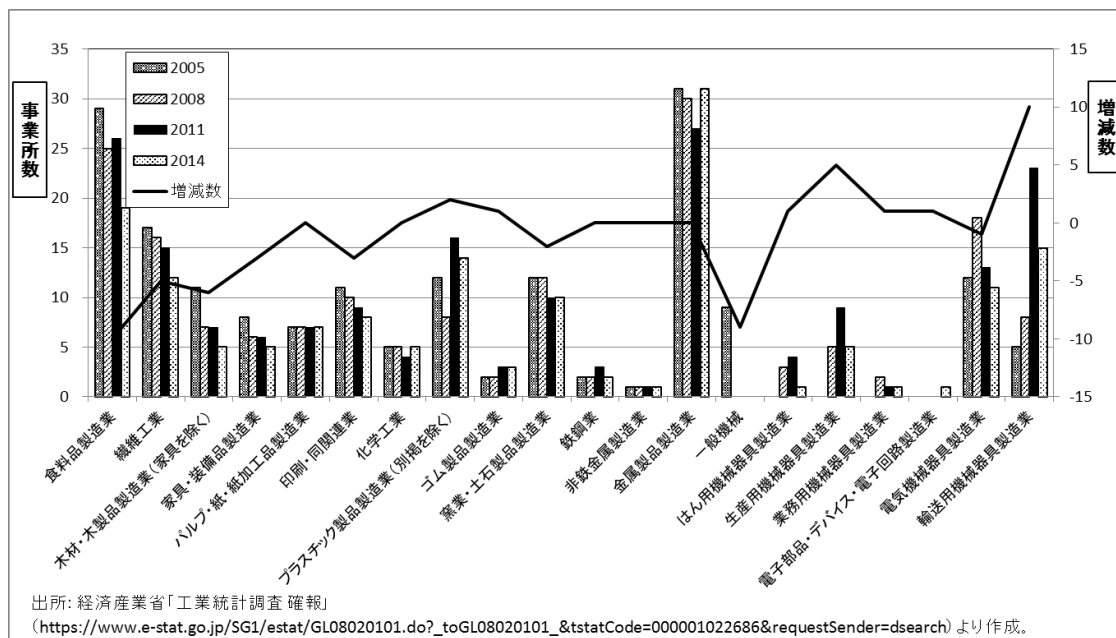
[図表 2-6] 丸亀市製造業の事業所数、従業者数、製造品出荷額等の推移

	1990年	1995年	2000年	2005年	2010年	2014年
事業所数(所)	350	306	243	190	175	168
従業者数(人)	11,114	9,827	8,253	6,424	7,162	7,004
製造品出荷額等(万円)	-	-	-	19,895,662	24,224,302	28,174,285

[出所] 経済産業省工業統計調査確報より作成

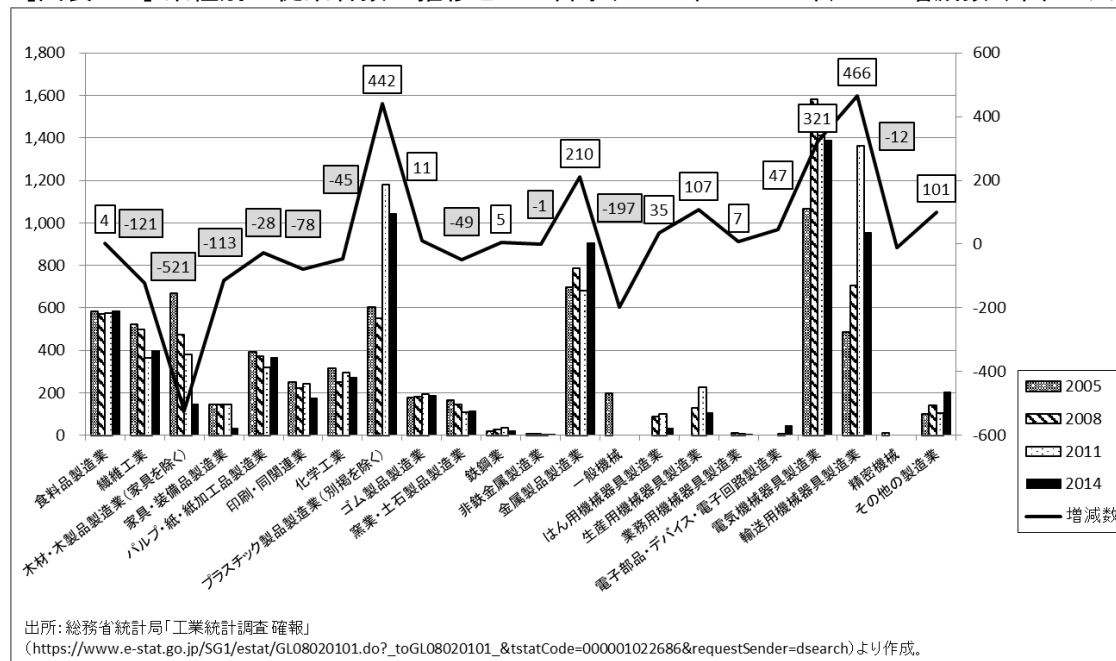
2005年と2014年を比較すると、事業所数全体では減少しており、食料品製造業や一般機械、木材・木製品製造業などでは、特に顕著となっています。一方、輸送用機械器具製造業や生産用機械器具製造業、プラスチック製品製造業など一部業種では事業所数が増加しています。

[図表 2-7] 業種別の事業所数の推移と10年間(2005年～2014年)での増減数(単位:所)



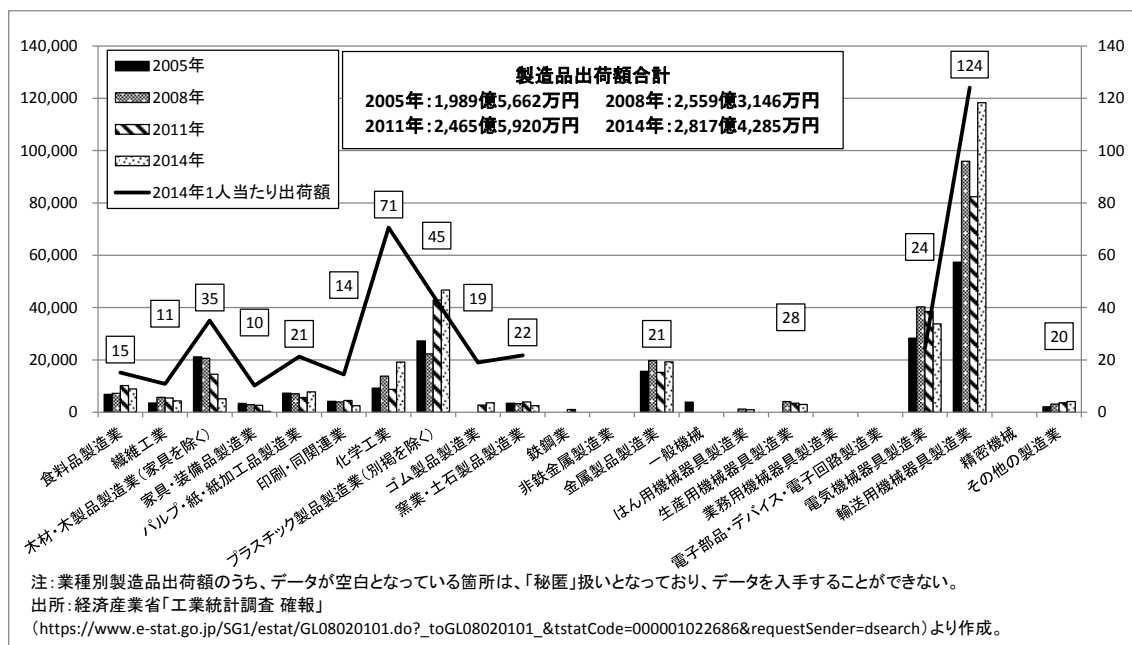
同様に2005年と2014年を比較すると、従業者数全体では増加しており、輸送用機械器具製造業やプラスチック製品製造業、電気機械器具製造業などでは、特に顕著な増加がみられます。一方で、繊維工業、木材・木製品製造業、家具・装備品製造業、一般機械の従業者数の減少は顕著です。これらは、地域の地場産業ともいえる業種です。

[図表 2-8] 業種別の従業者数の推移と10年間(2005年～2014年)での増減数(単位:人)



また、2005年から2014年の製造品出荷額等では、出荷額全体で約1,990億円から約2,817億円へと大きく増加しています。業種別では、輸送用機械器具製造業、化学工業、プラスチック製品が増加しています。

[図表 2-9] 業種別の製造品出荷額等の推移と主要業種別1人当たり製造品出荷額等(単位:百万円)



(商業)

丸亀市の商業(小売業)は、2002年から2014年にかけて、事業所数、従業者数、小売業売場面積で減少がみられる一方、年間商品販売額は増加しています。従来からの個人商店が減少する一方で、大規模小売店が販売額を押し上げたことが背景にあります。

[図表 2-10] 小売業の事業者、従業者数、年間商品販売額、売り場面積の増減

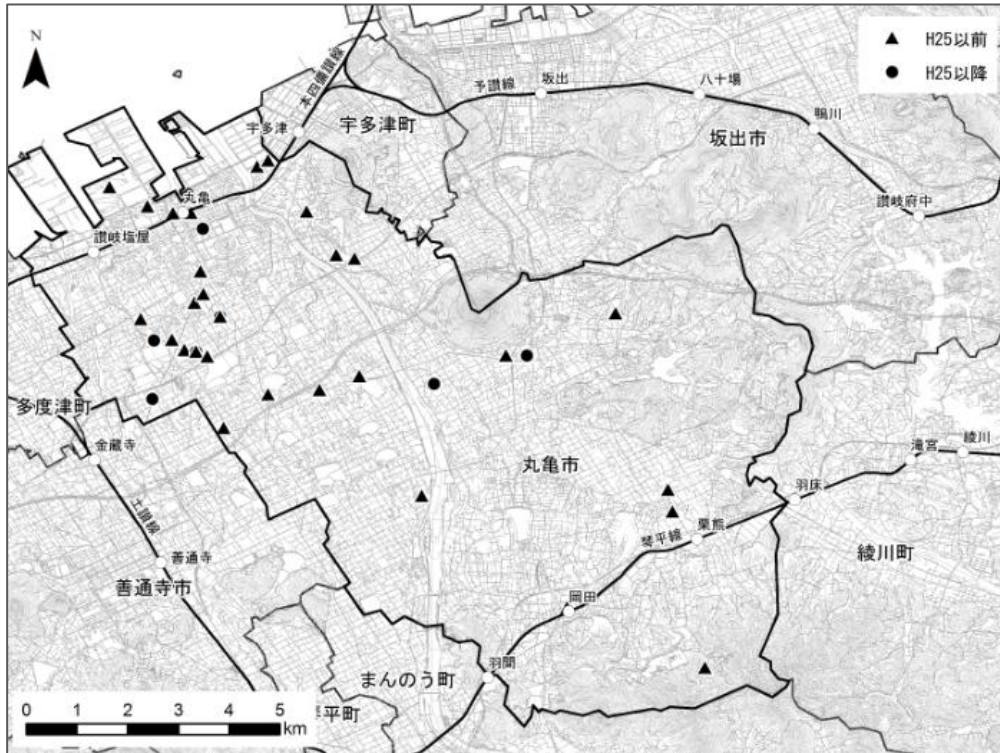
	2002年	2007年	2014年	2002年 →2014年増減
事業所数	1,219	972	719	-500
従業者数	6,464	6,336	5,591	-873
年間商品販売額(百万円)	110,994	109,202	122,777	11,783
小売業売場面積(m ²)	176,466	157,769	174,353	-2,113

[出所] 経済産業省商業統計調査より作成

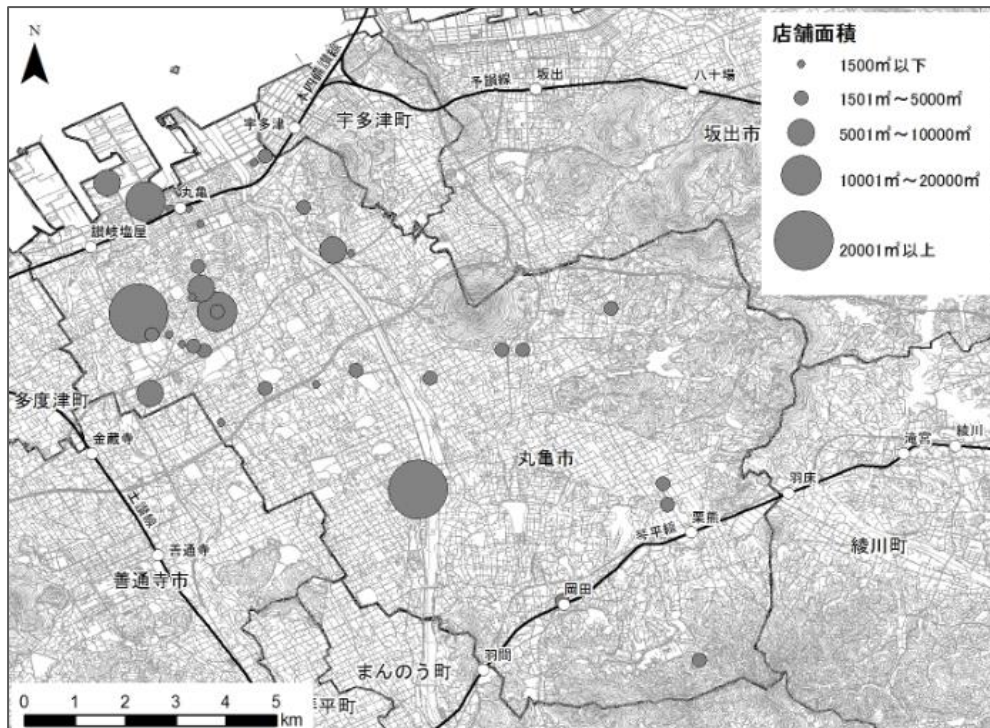
本市における大規模小売店の立地状況をみると、市内の中心部だけでなく、幹線道路沿いを中心に、郊外にも出店が進んでいます。前回の産業振興計画が策定された以降も、市内中心部とその周辺部に新規で大規模小売店が開店しています。また、大規模小売店の店舗面積をみると、市内中心部に店舗面積が10,000 m²を超える店舗が集中しているものの、郊外にも、幹線道路沿いに店舗面積の大きい店舗が立地しています。

こうしたことから市民の利便性は向上していますが、一方では、従来の個人商店の経営環境を圧迫しているともいえます。

[図表 2-11] 丸亀市の大規模小売店の立地状況と開設時期



[図表 2-12] 丸亀市の大規模小売店の店舗面積



(出所) 丸亀市提供資料より作成

(注) 店舗データは 2017 年 8 月時点のデータをもとに、最新の所在地を HP 等で検索してプロットした

(サービス業)

高齢化の進展に伴い、医療・福祉分野はサービス業のなかで、従業者数の占める割合が非常に多く、地域内においてその重要性が高まっている産業です。平成26年経済センサスによると、医療・福祉分野は、本市全産業に占める割合として、事業所数で7.7%、従業者数で14.9%となっており、多くの雇用を生んでいることがわかります。住民生活の場において、なくてはならない人々の生活に密着した産業といえます。

その他、サービス業の中では宿泊業・飲食サービス業も事業所数、従業者数ともに多く、地域の雇用を支える産業となっています。

[図表 2-13] 丸亀市における産業別の民営事業所数・従業者数及び全産業に占める割合

産業小分類及び従業者規模	事業所数	従業者数	全産業に 占める事業所数 の割合	全産業に 占める従業者数 の割合
A～R 全産業(S公務を除く)	4,507	41,663	100.0%	100.0%
一次産業(農業・林業・漁業)	24	222	0.5%	0.5%
A 農業, 林業	21	210	0.5%	0.5%
B 漁業	3	12	0.1%	0.0%
二次産業(鉱業・建設業・製造業等)	790	11,946	17.5%	28.7%
C 鉱業, 採石業, 砂利採取業	12	33	0.3%	0.1%
D 建設業	433	3,133	9.6%	7.5%
E 製造業	345	8,780	7.7%	21.1%
三次産業	3,693	29,495	81.9%	70.8%
F 電気・ガス・熱供給・水道業	4	157	0.1%	0.4%
G 情報通信業	26	200	0.6%	0.5%
H 運輸業, 郵便業	90	2,208	2.0%	5.3%
I 卸売業, 小売業	1,207	8,678	26.8%	20.8%
J 金融業, 保険業	97	1,047	2.2%	2.5%
K 不動産業, 物品賃貸業	258	853	5.7%	2.0%
L 学術研究, 専門・技術サービス業	187	1,069	4.1%	2.6%
M 宿泊業, 飲食サービス業	600	3,645	13.3%	8.7%
N 生活関連サービス業, 娯楽業	408	1,780	9.1%	4.3%
O 教育, 学習支援業	142	874	3.2%	2.1%
P 医療, 福祉	349	6,205	7.7%	14.9%
Q 複合サービス事業	34	263	0.8%	0.6%
R サービス業(他に分類されないもの)	291	2,516	6.5%	6.0%

[注] 一次～三次産業は、日本標準産業分類(総務省)に従い分類した

[出所] 総務省統計局 経済センサス 平成26年基礎調査

(観光)

本市を訪問する観光客数は、近年増加する傾向にあり、2007年から2014年にかけて、約180万人から約240万人へと急増しています。この背景には、丸亀城とレオマワールドを訪問する観光客の数が増えたことがあります。また、市内には、歴史・文化、美術、自然、食など様々な観光資源が点在しています。

[図表 2-14] 丸亀市における観光客数と主な観光資源 (単位: 千人)

	2007年	2008年	2009年	2010年	2011年	2012年	2013年	2014年
観光客数 (千人)	1,814	1,684	1,782	1,789	1,913	1,985	2,423	2,417

[出所] 丸亀市統計書 平成 27 年版より作成

	名称	所在地域		名称	所在地域
歴史・文化	丸亀城	丸亀	自然	飯野山	丸亀・飯山
	中津万象園	丸亀		綾歌三山	綾歌
	太助灯籠	丸亀		瀬戸内海	島しょ部
	金比羅湊・金比羅街道	丸亀		塩飽諸島	島しょ部
	丸亀うちわ	丸亀		まるがめ婆娑羅まつり	丸亀
	笠島重要伝統的建造物群	島しょ部		丸亀城桜まつり	丸亀
	塩飽勤番所	島しょ部		丸亀城お城まつり	丸亀
美術館等	猪熊弦一郎現代美術館	丸亀	イベント・行事	香川丸亀国際ハーフマラソン大会	丸亀
	丸亀美術館	丸亀		瀬戸内国際芸術祭	島しょ部
	丸亀平井美術館	丸亀		HOTサンダルプロジェクト	島しょ部
	うちの港ミュージアム	丸亀		お大師まつり	島しょ部
	NEWレオマワールド	綾歌		正覚院夏まつり	島しょ部
食	骨付島			塩飽本島マイペースマラソン	島しょ部
	さめきうどん			桃喰うまつり	飯山
	おいり			坂本念仏踊り	飯山
	しょうゆ豆			まるがめどろんこまつり	飯山
	香川本鷹			岡田おどり	綾歌
	どげう汁			あやうたふるさとまつり	綾歌

[注] 食に関しては市内で広く流通しているものが多いと考え、図表では所在地域を特定することはしなかった。

[出所] 丸亀市ホームページより作成

(中小企業と大企業)

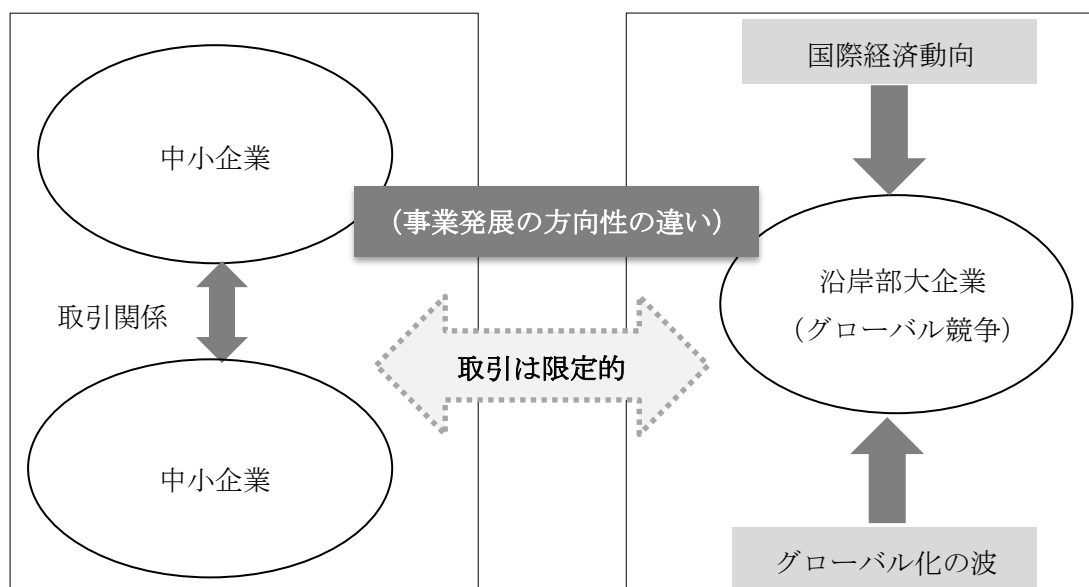
丸亀市の製造業を分析すると、輸出を含めたグローバルな視点から国際分業を進める大企業と、従来から地域に存在する食品製造業や伝統産業の担い手である地元の中小企業等との間で、業績や事業発展の方向性に違いがみられます。

大企業では、グローバルな規模での事業活動を展開しており、地元企業との直接的な取引は少ないとされます。こうした企業は、これまでのところ売上高を伸ばし、雇用面、税収面で地域に貢献していますが、景気や為替の変動、激しいグローバル競争にさらされる状況にあります。

一方、中小企業等では、機械設備は他県の業者に発注しているものの、原材料は地元から調達している企業が食品製造業などにおいてみられます。新鮮な食材の購入といった面で、地元との結びつきが強いと推測されます。

グローバルな視点で、事業やサプライチェーンを構築し、国際競争を戦う大企業に対して、地元との結び付きを強める事業展開を志向する中小企業等との間には、事業発展の方向性に大きな違いがみられます。

[図表 2-15] 丸亀市の企業における事業発展の方向性の違い (概念図)



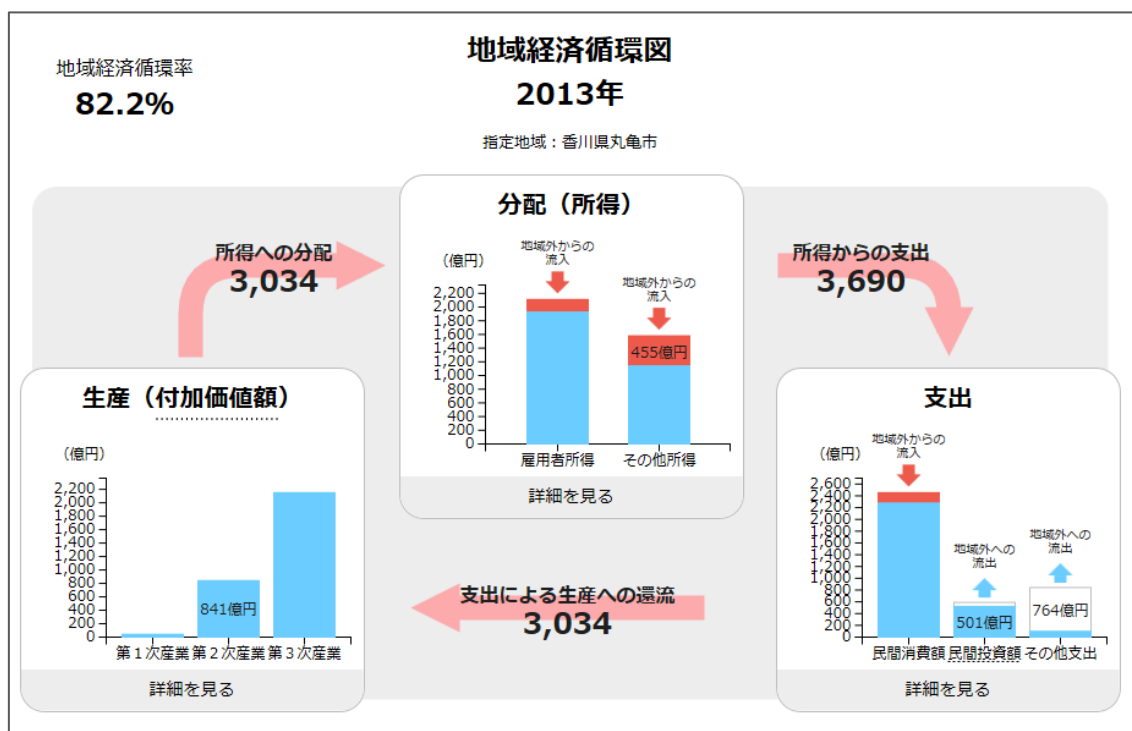
(地域経済循環率)

近年、地域経済の活性化の視点から、「地域経済循環率」という指標が注目されています。これは、地域内企業の経済活動を通じて生産された「付加価値」が、どれくらい労働者や企業の「所得」として分配され、最終的にそうした分配がどれくらい地域での消費や投資に「支出」されたかを分析するものです。

香川県全体ではこの数値が 96.4%、高松市が 112.4%である一方、本市は 82.2%となっています。この数値が 100 を下回ると、支出の域外流出が多く、域内への還流が少ないことを示しています。本市は、この地域経済循環率が香川県や高松市と比べて、低い状況にあることが課題です。

[図表 2-16] 丸亀市と香川県、高松市との地域経済循環率の比較

	地域経済循環率
丸亀市	82.2%
香川県	96.4%
高松市	112.4%



[注] データは 2013 年時点のもの

[出所] RESAS 地域経済循環マップ

2. 丸亀市における産業の主な課題

本市を取り巻く環境の変化や地域経済の構造の変化により、産業分野においては、以下のような課題が生じています。

課題(1)	多くの産業分野における事業所数や従業者数の減少
-------	-------------------------

本市全体では、2009年から2014年にかけて、全産業分野として事業所数で192ヶ所、従業者数で1,798人の減少がみられます。卸・小売業や建設業では、特に減少幅が大きくなっています。製造業も同様に減少がみられますが、卸・小売業や建設業と比べると減少幅は小さい状況にあります。

一方、医療・福祉は、急速な高齢化にともない、事業所数、従業者数ともに大きく増加しており、地域の経済と雇用を支える産業として、重要になってきています。

また、地域別の動向について、医療・福祉は、旧丸亀市、綾歌町、飯山町いずれの地域においても増加となっています。製造業においては、綾歌町で事業所数が増加する一方、飯山町では事業所数、従業者数ともに減少しています。

[図表 2-17] 丸亀市における地域別民営事業所数及び従業者数（単位：人）

2009年								
	丸亀市		旧丸亀市		綾歌町		飯山町	
	事業所数	従業者数	事業所数	従業者数	事業所数	従業者数	事業所数	従業者数
総数	4,699	43,461	3,855	36,857	358	2,693	486	3,911
建設業	492	4,077	349	3,335	52	262	91	480
製造業	346	9,025	262	7,511	29	542	55	972
卸・小売業	1,309	9,357	1,080	7,928	114	668	115	761
宿泊業、飲食サービス業	631	4,028	569	3,618	25	174	37	236
医療・福祉	271	5,411	211	4,561	20	190	40	660
2014年								
	丸亀市		旧丸亀市		綾歌町		飯山町	
	事業所数	従業者数	事業所数	従業者数	事業所数	従業者数	事業所数	従業者数
総数	4,507	41,663	3,697	35,340	356	2,385	454	3,938
建設業	433	3,133	304	2,465	49	220	80	448
製造業	345	8,780	259	7,395	33	455	53	930
卸・小売業	1,207	8,678	1,004	7,313	97	600	106	765
宿泊業、飲食サービス業	604	3,687	558	3,450	20	93	26	144
医療・福祉	349	6,205	268	5,180	32	298	49	727
増減数								
	丸亀市		旧丸亀市		綾歌町		飯山町	
	事業所数	従業者数	事業所数	従業者数	事業所数	従業者数	事業所数	従業者数
総数	-192	-1,798	-158	-1,517	-2	-308	-32	27
建設業	-59	-944	-45	-870	-3	-42	-11	-32
製造業	-1	-245	-3	-116	4	-87	-2	-42
卸・小売業	-102	-679	-76	-615	-17	-68	-9	4
宿泊業、飲食サービス業	-27	-341	-11	-168	-5	-81	-11	-92
医療・福祉	78	794	57	619	12	108	9	67

[出所] 総務省統計局「経済センサス基礎調査」平成21年、平成26年より作成

本市の中心市街地には、富屋町商店街、通町商店街、浜町商店街、本町商店街の4つの商店街で構成される丸亀市中央商店街があります。JR丸亀駅に近接し、いわゆる「まちな顔」となる商店街です。近年では、市民団体等の活動により、新規店舗も増えていますが、依然として空き店舗が目立ちます。

周辺に大規模小売店の出店が進んだことで顧客が流れ、中心商店街の吸引力は低下している状況にあります。

[図表 2-18] 空き店舗率の推移

調査年 区分	平成19年		平成21年		平成23年		平成25年		平成27年		平成29年	
	空き店舗	店舗数	空き店舗	店舗数	空き店舗	店舗数	空き店舗	店舗数	空き店舗	店舗数	空き店舗	店舗数
富屋町	22	57	30	58	33	57	35	56	20	40	19	38
通町	32	79	34	80	33	79	33	78	33	74	24	68
浜町	10	40	10	38	9	34	8	34	4	34	3	34
本町	16	41	14	38	19	37	16	32	15	31	15	30
合計	80	217	88	214	94	207	92	200	72	179	61	170
空き 店舗率	36.9%		41.1%		45.4%		46.0%		40.2%		35.9%	

[出所] 丸亀商工会議所「商店街等の空き店舗状況」より作成

また、本市では産業全体として、廃業率が開業率を上回る状況となっています。平成26年経済センサスでは、全産業平均で開業率が2.0%、廃業率が6.2%となっています。宿泊・飲食サービス業などでは、相対的に開業率が高い状況にありますが、同時に廃業率も高く、事業者の入れ替わりが激しい状況となっています。

[図表 2-19] 丸亀市における産業別の開業率・廃業率の状況

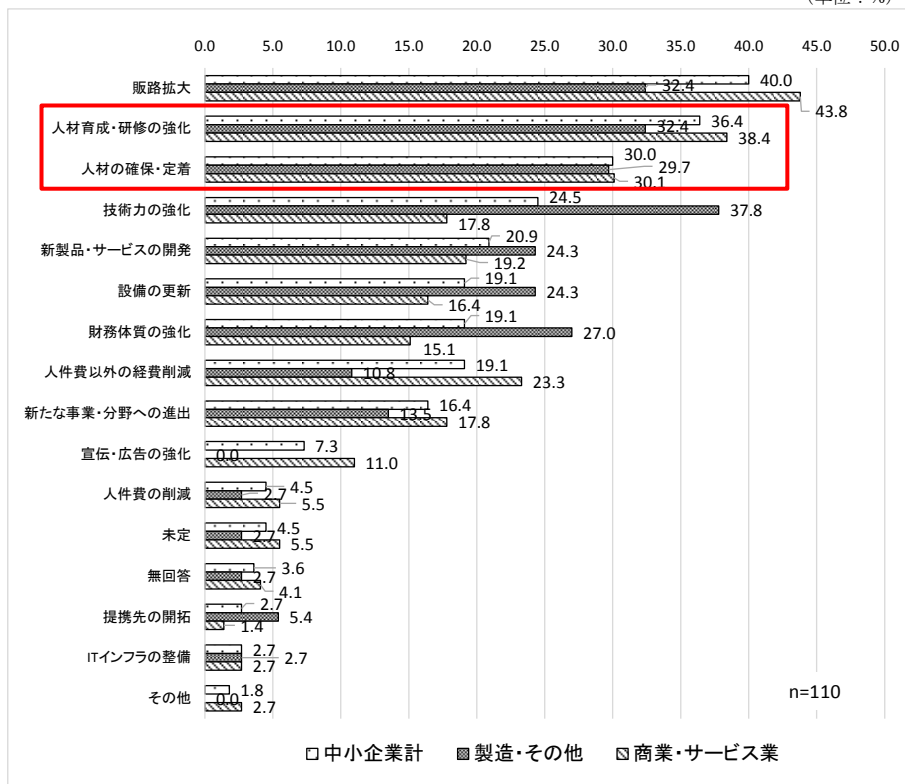
産業大分類	開業率	廃業率	ネット開業率 (開業率－廃業率)
A～R 全産業(S公務を除く)	2.0%	6.2%	-4.3%
A～B 農林漁業	-	2.9%	-
C 鉱業、採石業、砂利採取業	-	8.0%	-
D 建設業	0.7%	5.9%	-5.2%
E 製造業	0.9%	4.9%	-4.0%
F 電気・ガス・熱供給・水道業	-	-	-
G 情報通信業	1.5%	10.8%	-9.3%
H 運輸業、郵便業	0.9%	4.8%	-3.9%
I 卸売業、小売業	1.5%	5.8%	-4.3%
J 金融業、保険業	1.6%	6.0%	-4.3%
K 不動産業、物品賃貸業	0.3%	7.0%	-6.7%
L 学術研究、専門・技術サービス業	1.6%	5.6%	-4.0%
M 宿泊業、飲食サービス業	4.7%	9.8%	-5.1%
N 生活関連サービス業、娯楽業	3.0%	5.9%	-2.8%
O 教育、学習支援業	2.6%	9.5%	-6.9%
P 医療、福祉	3.3%	3.4%	-0.1%
Q 複合サービス事業	-	2.2%	-
R サービス業(他に分類されないもの)	0.8%	5.4%	-4.6%

[出所] 総務省統計局 経済センサス(平成26年活動調査)より作成

本市は、あらゆる産業において、高齢化、後継者問題による廃業、県外企業への吸収合併などにより、総事業所数が減少するなど、厳しい状況にあります。こうした状況は、中小企業や伝統産業などでは、より深刻な状況にあります。

本市が2014年1月に実施した企業ニーズ調査においても、今後の経営戦略として、販路拡大に次いで、人材育成や人材の確保・定着を挙げる企業が多い状況です。

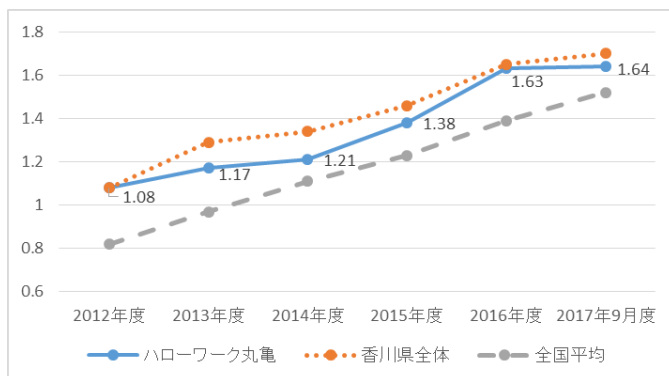
【図表 2-20】 市内中小企業の今後の経営戦略



【出所】 丸亀市企業ニーズ調査（平成 26 年 1 月）より作成

また、近年の本市における有効求人倍率をみると、全国平均を上回る状況が続いています。特に、建設や管理、サービスの職業では求人倍率が高く、人材確保が難しい状況です。

【図表 2-21】 本市における有効求人倍率の推移（フルタイム）



(丸亀市：上位 5 職業)

職業	有効求人倍率
建設・採掘の職業	12.64
管理的職業	4.20
サービスの職業	3.40
保安の職業	3.29
輸送・機械運転の職業	2.25

【出所】 香川労働局労働市場情報（平成 29 年 9 月分）より作成

本市はいわゆる観光都市ではありませんが、今後の人口減少を見据えて、交流人口を増加させる必要があります。

本市の観光における課題は、観光客の丸亀市内での滞在時間が短く、各観光拠点の周遊を促進するルート設定や観光資源が持つ魅力・価値を十分にPRできていない点にあります。現在、本市では、Facebook やマルカメラといったソーシャルメディアを活用したPRに力を入れていますが、今後、こうしたPR方法をさらに強化していく必要があります。

周遊ルートの設定という点では、本市だけでなく周辺自治体や四国全体とも連携しながら、広域でのルート設定やPRにも取り組む必要があります。

また、島しょ部については、少子高齢化の進展が顕著であり、観光による活性化が必要です。島内での各種イベントの開催により、交流人口を増やす試みがなされていますが、宿泊施設は限られています。瀬戸内国際芸術祭が開催される本島では、2013年度（第2回）に約9万5千人、2016年度（第3回）も約8万人の観光入込客数がありましたが、島内の宿泊施設は限られているため、日帰り客がほとんどと推測されます。

また、「島内でお金を使う場所がない」ということも指摘されており、観光客増加を目標とする施策も重要ですが、同時に、どのように消費につなげるかが、産業振興上の課題となっています。

[図表 2-22] 島しょ部における宿泊施設数

	宿泊施設数 (民宿・旅館など)
本島	5
広島	2
手島	1
牛島	0
小手島	0

[出所] 丸亀市提供資料より作成

第3章 基本理念

本市産業のほとんどが中小企業で占められており、地域産業の振興にあたっては、創意工夫を凝らし、技術を磨く自立した中小企業の存在と成長が不可欠です。そのためには、自らが経営を革新し、新製品やサービスを積極的に生み出す、挑戦する中小企業を積極的に支援する必要があります。さらに、単独による活動だけでなく、連携や協働、地域資源の活用による活動を促進させることが求められます。

中小企業のうち、特に、地域に密着した農水産業や地場産業は、経済活動の主役に留まらず、伝統技能や文化の継承に重要な役割を果たしています。中小企業が地域社会と住民生活に貢献するためには、これまで以上に、地域住民との結びつきを強める必要があります。例えば、農水産業における体験学習、地場産業における丸亀うちわの製作体験等、特に幼少期から関わりを深める取組みを行い、中小企業への理解と地域への愛着を深める機会をつくる必要があります。

また、少子高齢化・人口減少社会の中、地域社会の発展のためには、定住人口の維持・増加が必要です。産業振興を図り、中小企業による雇用創出、地域住民への商品・サービス等の提供という社会的役割を果たし、住みやすいまちを目指す中、本市は、近隣市町（善通寺市・琴平町・多度津町・まんのう町）と連携し、定住自立圏構想¹を推進しています。

このように、社会の主役である中小企業は、本市産業のみならず、地域振興においてもきわめて重要な位置付けにあります。しかし、中小企業の多くは、人材や資金等の経営資源が不足しており、地域産業振興をその自助努力のみで担うには限界があります。関係機関や本市等が連携し、中小企業を支援することが求められています。

本市では、国・県等が行う中小企業支援施策を、中小企業が有効に活用することを支援するとともに、地域の特性や課題に適合した中小企業の振興を行うために、本市独自の産業振興策を講じたいと考えます。

上記を踏まえ、本市の地域性や伝統を大切にするとともに、時代に柔軟に対応し、革新に挑戦する企業を多数輩出することを目指します。また、すでに老舗の企業も、あるいは創業したばかりの企業も、農水産業者や個人事業者も、本市で持続的に発展していく「企業」として、「未来の100年企業」と名付け、本計画の基本理念を次のとおり定めます。

「未来の100年企業」を育むまち・丸亀

¹ 「定住自立圏構想」とは、人口定住の促進のため、中心市宣言を行った市と連携市町によって、安心して暮らせる圏域の形成を目指して総務省が進めている構想。本市は2012年に定住自立圏形成協定を締結。

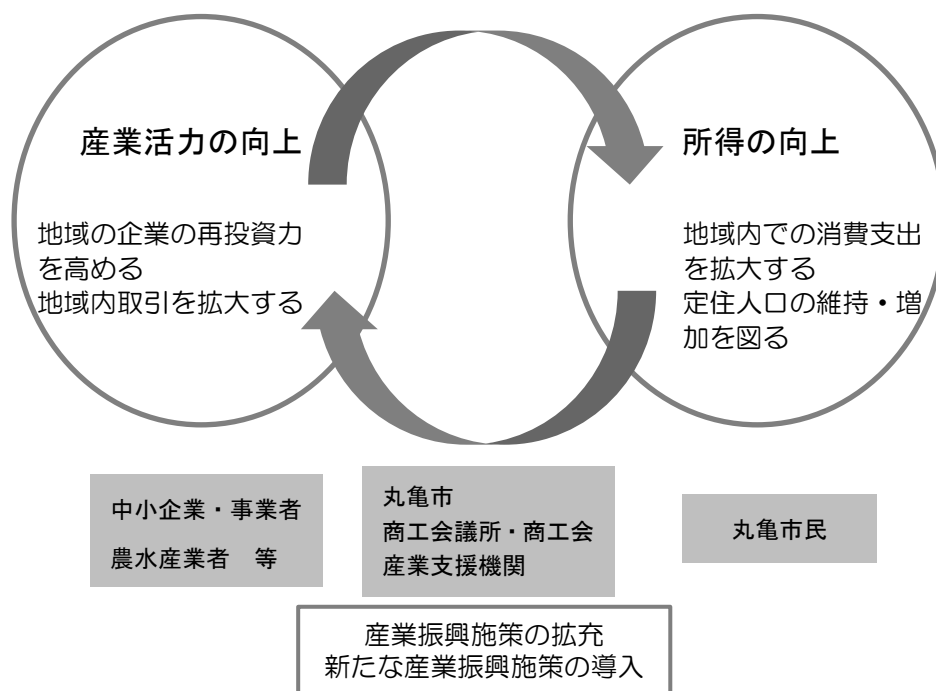
第4章 産業振興の基本的な考え方

1. 丸亀市における産業振興の視点

地域内経済循環と再投資の促進

- グローバル化の進展や少子化・高齢化による国内市場の縮小などが地域経済を覆うなかで、本市の産業構造は大きな変容を遂げてきました。
- 本市では、多くの産業で人材の確保や後継者の育成等に課題を抱えており、地域的な視点でみた場合も、島しょ部の過疎化や平野部における耕作放棄地の増加、中心市街地の空洞化など、「産業活力の源」が衰退してきている状況にあります。
- 一方で、本市は、歴史・文化・芸術・伝統と産業が共存する地域として、産業の活力を生み出す土壌は多様性を有し、「産業活力の源」をいかに取り戻すかが重要となっています。
- 現状は、本市を取り巻く様々な課題によって、産業間での協力や連携が不足している状況にあり、こうした状況を打破し、いかに地域内での経済循環と再投資を促進していくか、異業種等の横断的連携も含めた対策が必要になります。

[図表 4-1] 地域内経済循環と産業振興



2. 産業振興の基本的な考え方

地域内経済循環と再投資の促進の視点から、本市の産業振興に取り組む「5つの基本的な考え方」を示します。

基本的な考え方 1

既存事業者に対する事業革新を支援します

- まず、事業者自身が自らの事業を再点検し、新たな事業の創造に向けた取り組みを行います。本市は、こうした事業革新に向けて頑張る企業に対して、様々な支援メニューによって応援していきます。

基本的な考え方 2

創業や第二創業支援の拡充により、新規活力を創出します

- 新たに本市で創業したり、第二創業を目指す事業者を積極的に支援します。構想段階から創業、その後まで、継続的な支援体制を構築し、本市内での定着を図ります。

基本的な考え方 3

産業人材の確保・育成により、持続性を推進します

- 産業活力の源である人材の確保・育成の支援に積極的に取り組みます。とりわけ、学生を中心とする若手人材と企業を結びつける支援を一層推進していきます。

基本的な考え方 4

丸亀ブランドの確立と外部への販路開拓支援を強化します

- 本市の地域資源を活かした多様な商品開発を通じて、丸亀ブランドの確立に取り組むとともに、SNS 等を活用してより効果的に丸亀ブランドの PR に取り組みます。また、「地域商社」機能を通じて、外部への販路開拓支援を強化します。

基本的な考え方 5

地域間や業種間、世代間など多様な連携を推進します

- それぞれの地域が持つ個性を尊重するとともに、地域間で相互に連携しながら、産業振興に取り組めます。また、異業種・同業種や産学官金等の連携、世代間連携等を活発化することにより、新たな事業機会の創出を図ります。

第5章 施策の方向性

ここでは、産業振興の視点と基本的な考え方に基づき、分野別に前計画に基づく取組みと残された課題を概観するとともに、今後の「振興方針」と「主要な施策展開」を示します。

また、基礎調査で明らかになった本市の地域別産業の特徴を踏まえ、今後、地域別に取り組む施策展開について、その考え方を明らかにします。

1. 農水産業

【これまでの取組みと課題】

- ・ 前計画に基づき、新規就農を積極的に進めたことにより、就農相談は微増し、年に数名ずつ新規就農者が生まれてきました。また、農地所有適格法人の設立促進によって2017年(平成29年)6月現在、市内には29法人が設立され、その数は増加基調にあります。
- ・ しかしながら、農業従事者の平均年齢は高齢化が進み、担い手の減少に歯止めがかからず、耕作放棄地も増加傾向にあることから、生産環境の保全やさらなる収益力の向上が求められています。
- ・ また、有害鳥獣対策により捕獲件数は増えていますが、年々その課題は増大しています。
- ・ 海面・河川ごみについては、その対策の強化によって、水質の改善が進んでいます。

【振興方針】

次世代に農水産業を継承するための取組みを推進するとともに、生産環境の適正化による生産の増進、収益力の向上を促進し、販路の拡充を図ります。

【主要な施策展開】

1 後継者、担い手の育成

後継者、担い手の育成は、農水産業の維持・発展の基礎であることから、これまで以上に新規就業者の発掘・育成に努めるとともに、若者の就農を促すためのインターンシップの受入や集団化、漁業後継者の事業承継を促進します。

(想定される施策)

- ・ 就農希望者支援
- ・ 定年後のシルバー層の農業参入促進
- ・ 漁業後継者の事業承継支援
- ・ 集落営農や法人設立への支援

など

2 生産環境の適正化

農水産業の生産環境は、耕作放棄地や有害鳥獣等被害の増加、海面・河川ごみの増加等の大きな課題に直面していることから、それら生産環境の適正化を図ります。

(想定される施策)

- ・遊休農地の発生防止と耕作放棄地の活用
- ・基盤整備の推進
- ・漁場環境整備の推進
- ・海面・河川ごみ対策の推進
- ・有害鳥獣等被害対策の推進

など

3 生産の増進と収益力の向上

農水産業の経営の安定化を図るため、農業では、引き続き農産物の産地形成や6次産業化を推進するとともに、漁業では持続的かつ安定的な生産を可能とするための計画的な稚魚放流環境を保全し、収益力の向上を促進します。

(想定される施策)

- ・経営の安定化支援
- ・特産品の開発と産地形成の推進
- ・6次産業化の推進
- ・稚魚放流環境の保全
- ・省力化・機械化等に係る産学連携の促進

など

4 販路の拡充

直接取引や海外展開などを通じて農水産物や加工品の販路拡大を支援するとともに、生産・加工・流通・消費間のビジネスマッチングを促進します。また、地産地消を拡大するため、様々な体験機会を通じて消費者への理解を深め、地域で作られた商品・商品の見える化に取り組みます。

(想定される施策)

- ・農水産物や加工品の販路拡大
- ・体験機会の拡充
- ・地産地消の推進

など

2. 工業・地場（伝統）産業

【これまでの取組みと課題】

- ・ 前計画に基づき、企業ニーズ調査や訪問調査を実施し、経営課題や支援ニーズ等の把握に努めてきました。2014年度からは、市内企業が活用できる支援施策を紹介した「丸亀市中小企業支援ガイドブック」を毎年度作成し、産業振興支援補助事業等の利用促進に取り組んできました。
- ・ また、市の産業観光課がワンストップ窓口となり、丸亀商工会議所、丸亀市飯綾商工会、国や県、かがわ産業支援財団等とも連携して経営相談等の支援体制を強化してきました。
- ・ 一方で、異業種交流会は2014年度の販路開拓セミナー時に一度開催をしていますが、参加者数も少なく、継続した事業にはできていません。
- ・ 近年では、人材確保に対する支援のニーズが高まり、定住人口の確保とも連動させて、2016年度から首都圏や関西圏の大学生を対象にした市内企業へのインターンシップ事業にも取り組んでいます。
- ・ また、2016年9月には「丸亀市企業立地促進条例」を制定し、企業の誘致あるいは市内での操業継続のための支援策も整備してきました。
- ・ 丸亀うちわの製造業や青木石の採石業については、地場（伝統）産業としてニューマイスター事業や観光と一体となったPR事業を推進してきましたが、産業振興という観点からは、今後の方向性について見直す転換期になっています。

【振興方針】

人材の確保、育成は急務であり、定住促進と合わせて重点的に対策に取り組むとともに、企業間・産学官金等の多様な連携機会を創出します。また、企業の経営革新・技術革新による新たな事業展開の機運を醸成します。

丸亀うちわや青木石等の地場（伝統）産業については、観光資源として積極的に活かしていくほか、うちわ産業、採石業としての振興を図ります。

【主要な施策展開】

1 人材の確保、育成の支援

中小企業、大企業を問わず、人材の確保・育成については、若年労働力とともに女性や高齢者が活躍できる機会を確保し、企業の事業継続・事業承継を支援します。

また、子どもの頃から市内企業の魅力をPRして知名度を高めるなど産業教育の機会を充実します。

（想定される施策）

- ・ 人材採用に係る機会の充実支援
- ・ 事業承継支援、後継者の育成
- ・ インターンシップの充実
- ・ 産業教育の充実
- ・ 市内企業に関する情報発信の強化 など

2 多様な連携機会の充実

多様な主体によって実施される企業間や産学官金等の連携や出会いの場について広く情報を収集し、発信します。また、企業の技術革新や経営革新、あるいは新たな取引関係づくりにつながる機会を充実します。

(想定される施策)

- ・ 同業種・異業種間交流機会の提供
- ・ 産学官金等の連携機会の充実
- ・ 取引マッチング機会の提供

など

3 経営革新・技術革新等の促進

中小企業支援ガイドブックを充実・活用しながら、企業の経営革新や技術の高度化、販路開拓等への取組みを支援するとともに、ワンストップ相談窓口のPRに取り組みます。また、市外から新たな企業を誘致すると同時に、既存の企業が市外へ流出しないための対策に取り組みます。

(想定される施策)

- ・ 中小企業支援ガイドブックの充実
- ・ 経営革新等への取組み支援
- ・ 販路開拓支援の充実
- ・ ワンストップ相談窓口の充実と関係機関との連携
- ・ 企業誘致・定着の促進

など

4 地場（伝統）産業の振興と積極的なPR

丸亀うちわについては、市場の拡大に向けて東京オリンピック・パラリンピック等の機会を活用し、インバウンド向けのPRに取り組むとともに、海外への販路拡大を促進します。また、これまで取り組んできたニューマイスター認証制度を活用しながら、生業として展開しうる基盤づくりを支援します。青木石については、利用促進を支援します。

地場（伝統）産業に関する市民の理解・共感を深めるため、積極的なPRや体験学習、産業教育に取り組むとともに、地場（伝統）産業間の連携や後継者の育成を支援します。

(想定される施策)

- ・ 丸亀うちわのインバウンド向けPRや海外販路開拓の促進
- ・ 丸亀うちわニューマイスター認証制度の充実
- ・ 丸亀うちわや青木石等PRの充実、体験学習機会や産業教育の強化
- ・ 丸亀うちわや青木石等の地場（伝統）産業間の連携や後継者の育成支援 など

3. 商業・サービス業

【これまでの取組みと課題】

- ・ 中心市街地の環境整備は、前計画期間中に、アーケードの撤去や照明設備の LED 化、防犯カメラの設置等に取り組んできました。
- ・ また、空き店舗・空きオフィス等活用促進補助金を活用して、空き店舗への新規出店も徐々に生まれてきています。その一方で、中心市街地の空洞化は依然として厳しい状況にあり、構成メンバーである個店や地権者一人ひとりの意識改革と地域のビジョンの共有が、最も重要な課題になっています。
- ・ かがわ産業支援財団が実施する「よろず支援拠点」の丸亀サテライトでは、毎月 1 回の相談会を実施し、創業準備や創業計画等の相談に取り組んでいます。2017 年 5 月には産業競争力強化法に基づく「丸亀市創業支援事業計画」について国の認定を受け、関係機関と連携して創業のための支援内容を一層強化しています。

【振興方針】

丸亀市の顔でもある中心市街地は、多くの市民・来訪者が集い、回遊する、歩いて楽しいエリアとして再生する取組みを推進します。また、積極的に頑張る個店を支援するとともに、創業希望者や創業者を増やす取組みを推進します。

【主要な施策展開】

1 中心市街地の活性化

中心市街地活性化に向けて、商業者はもちろん、市民や NPO など多様な主体が協働して将来ビジョンを描き、丸亀城や美術館との連携を意識して、これまで以上に環境整備や集客への取組みを推進します。

(想定される施策)

- ・ 中心市街地活性化のための将来ビジョンの作成支援
 - ・ 中心市街地の環境整備の推進
 - ・ 多様な主体の連携による集客事業の促進
- など

2 頑張る個店の支援

地域に根ざし、事業に意欲的な個店を積極的に支援するとともに、モデル的に取り組む事業者については、店とともに人にも着目して、顧客獲得等にもつながるように情報発信に取り組めます。

(想定される施策)

- ・ 中小企業支援ガイドブックの充実（再掲）
 - ・ 経営革新等への取組み支援（再掲）
 - ・ 店舗及び店主の情報発信の充実
- など

3 創業・第二創業の支援

創業準備の段階から創業後のフォローまで、ワンストップでスムーズに支援を受けることを可能とするため、市と丸亀商工会議所等の創業支援事業者が連携を強化し、それぞれの強みを生かした創業支援事業を推進します。

また、市内での継続的な雇用の確保と拡充に結びつけるため、新たな事業の展開を図る市内企業の第二創業についても積極的に支援します。

(想定される施策)

- ・ 創業支援事業の推進
- ・ 創業場所の情報提供
- ・ 創業者のフォローアップ

など

4. 観光（産業）

【これまでの取組みと課題】

- ・ 丸亀城でのイベントを中心に集客を図ってきており、2014 年度からは丸亀市専属住みます芸人によるおもてなし事業を、2017 年度からは人力車体験を始めるなど、話題性のある事業に取り組んできました。
- ・ また、本市の知られざる地域の宝を発掘するため、「マルカメラ (#marucamera)」というコンセプトのもと、Facebook や Twitter、Instagram を活用した PR 活動に積極的に取り組んできています。
- ・ 瀬戸内国際芸術祭では、多くの観光客が島しょ部を訪れていますが、今後はその効果を市内全域に広め、また経済的な効果に結びつけることが課題となっています。
- ・ 瀬戸内中讃定住自立圏形成推進委員会、さぬき瀬戸大橋広域観光協議会、備讃瀬戸観光協議会、こんぴらさんへの道しるべ協議会等を十分に活用し、インバウンドの推進等に取り組むことが引き続き課題となっています。

【振興方針】

滞在型・回遊型観光や広域観光を推進するとともに、本市の観光拠点である丸亀城周辺や駅を核とした観光インフラを整備し、交流人口の増加に努めます。また、本市の自然、食、歴史・文化等の魅力ある観光資源を活かし、地域一体となった観光振興に取り組めます。

【主要な施策展開】

1 滞在型・回遊型観光の推進

うちわづくりをはじめ、農業や漁業体験、芸術文化や食等に関する体験型プログラムの開発を推進します。また、創作芸術活動の観光活用や宿泊施設の整備促進などに取り組み、市内観光の滞在時間の延長を図ります。

全国的に知名度がある「瀬戸内国際芸術祭」について、島しょ部はもちろん、市内各地にも効果が波及するよう活用を図ります。また他の自治体や広域の観光関連協議会等の組織と連携して、日本遺産への登録など、本市周辺の観光資源も活用した回遊性の高い広域観光を推進します。

（想定される施策）

- ・ 農業体験や漁業体験、芸術文化や食等に関する体験型プログラムの開発
- ・ うちわづくり体験の充実
- ・ 島しょ部における創作芸術活動の観光活用
- ・ スポーツイベントや合宿の誘致
- ・ 瀬戸内国際芸術祭の活用
- ・ 広域観光ルートの開発と PR 機会の活用
- ・ 金比羅街道の整備と PR の充実

など

2 駅や城周辺を核とした観光インフラの整備推進

本市の観光拠点である丸亀城を核とし、本市の玄関口である JR 丸亀駅との連携を進めて魅力化を図るために、駅から城周辺におけるハード・ソフト両面の観光インフラ整備を推進します。

(想定される施策)

- ・ 観光案内インフラの充実
- など

3 観光マネジメント組織の構築と推進

市内産業の「稼ぐ力」を高めるため、観光協会と連携して丸亀版 DMO の機能と役割について検討を深めるとともに、観光推進体制の構築を図ります。関係機関や市民団体、観光関連事業者等と連携して、丸亀ならではの魅力ある観光商品の開発や受入体制の強化、市外への観光プロモーションを展開します。

(想定される施策)

- ・ 丸亀版 DMO 機能の検討
 - ・ 飲食店や宿泊施設、大規模観光施設等との連携促進
 - ・ 観光商品の充実と情報発信
- など

4 インバウンド対応の推進

我が国で急増するインバウンドに対して、県や広域の観光関連協議会等の取組みと連携して市内への誘客を図ります。また、多言語対応などの環境整備や情報発信を推進し、うちわ産業や市内飲食店、農水産業等の振興につながる取組みを促進します。

(想定される施策)

- ・ SNS を活用した多言語による情報発信の充実
 - ・ 多言語による案内サインの整備
 - ・ 外国語による観光案内の充実
 - ・ 海外でのシティプロモーションの推進
- など

5. 地域別の産業振興

本市は、塩飽諸島から沿岸部の埋立地、平地から中山間地までの地理的・自然環境による特性を有し、また、市町村合併による市域の拡大によって多様な地域経済・社会の上に成り立っています。

大きく地域分けをすると、「①島しょ部」、「②沿岸部」、「③中心市街地及び平野部」、「④飯山・綾歌地域」の4つに区分され、これら個別の地域一つひとつが、相対的に自立しながら、各地域と連携する形で丸亀市経済を形成している側面もあります。

そこで、今後は、地域別の産業振興にも取り組んでいくことが求められます。

【地域別の現況と課題】

①島しょ部

島しょ部の最大の課題は、高齢化と人口減少、地域コミュニティの維持と深く関わっています。地域経済の活力が低下するなかで、人の往来が減少し、島々を結ぶ航路は恒常的な赤字路線となっています。しかし、漁業、農業、石材業など地域には地場（伝統）産業があり、歴史的な町並みも保全されています。また、岡山県側との経済的な関係も深く、これらのことから、漁業資源の付加価値を高めながら、いかに交流人口を増やし、地域コミュニティに活力を取り戻すのが課題となっています。

②沿岸部

沿岸部については、大規模工場群が立ち並び、本市のなかではグローバル経済と直結した地域となっています。したがって、この地域の大規模事業所の業績が市の財政基盤を大きく左右している面もあります。

③中心市街地及び平野部

中心市街地は、城下町ならではの伝統産業が息づく地域ですが、駅前から市役所、そして丸亀城へと至る商店街の活力が失われて久しい状況です。しかしながら、全市的に目立った人口減少は見られず、マンションの建設とともに、南部では宅地化が進み、ロードサイドにはチェーン店やショッピングモールが進出して利便性が高まっています。

④飯山・綾歌地域

飯山・綾歌地域は、地域密着型の製造業や建設業、サービス業などの中小企業が事業を営む地域であり、農業生産も活発に行われています。際立った人口の増減は見られませんが、緩やかに高齢化が進行している地域ともいえます。本市の中では、地域内経済循環が最も進んでいる地域とも考えられます。

【振興方針】

近年、各地域では、地域経済の新たな担い手が生まれ、活発な産業活動も起こっていますが、個々の事業者や地域の有志による個別活動によるものであるともいえます。

これらの取組みを市全体の活動へと発展させていくためには、地域内および地域間の連携が不可欠であり、丸亀市域を対象にした単一の産業振興施策だけではなく、地域ごとの施策が必要となる場合もあります。

そこで、今後は「丸亀市産業振興推進会議」の場などを通じて、地域別に必要な施策・事業の検討を深めるとともに、地域ごとの取組みと地域間の連携を促進していきます。

(地域ごとの取組みの例示)

分野別の産業振興を「縦軸」とすると、分野横断的な「横軸」の産業振興も必要になります。その際、進めやすいのは、ここで示す「地域」単位での取組みです。

例えば、次のような取組みが考えられます。

●6次産業化の振興

地域の農水産物を活用して加工品を作り、販売するといった6次産業化の取組みは、他地域との違いによる個性や付加価値を生み出すことから、地域ごとのグループづくりが有効です。

●公共交通問題への対応

島しょ部や山間部においては、高齢者等の移動手段となる交通の便を確保することが大きな課題です。このことは、交通問題に留まらず、消費生活行動から、地域の商店や飲食店、医療・福祉サービス業などにも影響する課題であり、地域の産業振興の観点からとらえることが必要です。

●緊急災害時の対応

地域に建設業や運輸業、燃料販売店等が事業を営んでいることは、災害時における避難や復旧・復興に大きな役割を担うことが期待されます。日頃の防災まちづくりの観点からも、地域内の多様な業種による企業間での連携が求められます。

●その他、空き地や空き家の活用、再生可能エネルギーの検討 など

第6章 計画推進の仕組み

1. 丸亀市産業振興推進会議の役割

本計画の推進にあたっては、「丸亀市産業振興推進会議」が産業振興施策に必要な事項を調査審議し、施策を推進する機関と位置づけられています。

本計画の策定後及び計画実施における丸亀市産業振興推進会議の役割は次のとおりです。

①実施計画の推進

施策の事業化に向けて必要な内容について検討を行い、助言や推進に協力します。

②実施計画の評価および改善策・新規施策の検討・助言

実施計画の進捗状況結果に基づき、計画の達成に必要な改善策や新たに必要な施策について検討・助言を行います。

[産業振興推進会議について（丸亀市産業振興条例：一部抜粋）]

第7条 市は、産業振興に関し、第4条第1項に定める計画策定など必要な事項を調査審議し、施策を推進するため、丸亀市産業振興推進会議（以下「推進会議」という。）を置く。

2 推進会議は、委員25人以内で組織し、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

(1) 識見を有する者

(2) 産業経済団体の関係者

(3) 事業者

(4) 消費者

(5) 公募による者

(6) 前各号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

3 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2. 庁内及び関係機関の連携

行政は、庁内各課の連携を強化し、市内企業が事業に取り組みやすい環境の整備を図るとともに、他の施策との調和や相乗効果の発揮に努めます。

また、国や県、周辺市町、丸亀商工会議所や丸亀市飯綾商工会、金融機関、大学等との連携・協力を努めます。

3. 進行管理の方法

(1) 実施計画の策定と見直し

本計画に基づき、別途、計画期間3年間の「実施計画」を定めます。

また、社会経済環境の変化や企業ニーズを踏まえ、毎年ローリングによる見直しを行います。

(年度)	2018	2019	2020	2021	2022
丸亀市産業振興計画	→				
実施計画	→				
(毎年、ローリング による見直し)		→			
			→		

(2) PDCA サイクルによる進捗状況の管理

市の担当課が中心となり、PDCA サイクルによって実施計画の進捗状況の把握を毎年実施するとともに、「丸亀市産業振興推進会議」の検討や助言を踏まえ、必要に応じて施策の見直しを行います。



参考資料

1. 丸亀市産業振興推進会議 委員名簿

(2018.3 月末現在)

分野	所属	役職	氏名	
識見を有する者	京都大学大学院経済学研究科	教授	オカダ トモヒロ 岡田 知弘	
	四国職業能力開発大学校	統括部長	コウ ユカ 後藤 豊	
	公益財団法人 かがわ産業支援財団	技術統括監(兼) 企業振興部長	ハマナカ タダカツ 濱中 忠勝	
	中小企業診断士		ヤマサキ ジュンイチ 山崎 純一	
産業経済団体の関係者・事業者	農業関係	丸亀市地域農業再生協議会	会長	マツオカ シゲル 松岡 繁
		香川県農業協同組合丸亀支店	営農経済課長	オウダ アキヒロ 奥田 哲大
	水産関係	丸亀地区水産振興対策協議会		ニシカワ マサル 西川 正則
	商工業関係	丸亀商工会議所	副会頭	マナベ シロウ 真鍋 志朗
		丸亀市飯綾商工会	理事	イケダ タクヤ 池田 卓也
		丸亀市中央商店街振興組合連合会	代表理事	スギオ ヒデミ 杉尾 英美
		丸亀市工業振興協議会		コウノ イクト 河野 幾人
		香川県中小企業家同友会	政策副委員長	ニシカワ ヘイジ 西川 平二
	地場産業関係	香川県うちわ協同組合連合会	副会長	ヤノ トシロウ 矢野 俊郎
		青木石材協同組合	参事	ツツイ マサト 筒井 政人
	観光関係	一般財団法人丸亀市観光協会	副理事長	タナカ ヨシトモ 田中 祥友
		公益財団法人中津万象園保勝会	評議員	マナベ ユキコ 真鍋 有紀子
	金融関係	百十四銀行丸亀支店	支店長	スガ ヒロシ 菅 弘
	福祉関係	特別養護老人ホーム 珠光園	園長	フジイ マミ 藤井 満美
	勤労者	連合香川西地域協議会		カメイ ヨウコ 亀井 洋子
	消費者	丸亀消費者友の会	副会長	マツシタ タカエ 松下 孝江
公募委員			ミタニ ジュンコ 三谷 順子	
			シモカゼ いつき 下風 いつき	
			キイ タカヒコ 紀伊 孝彦	
			オカ チエ 岡 千枝	

2. 計画策定の経過

丸亀市産業振興計画策定の主な経過

年度	月	事項
平成 28 年度	5 月	○平成 28 年度 第 1 回丸亀市産業振興推進会議 専門部会開催
	6 月	○平成 28 年度 第 1 回丸亀市産業振興推進会議 全体会開催
	8 月	○産業振興計画策定に向けた基礎調査（京都大学） ・事業者ヒアリング ・各種統計データの整理
	10 月	○基礎調査結果 中間報告 ○平成 28 年度 第 2 回丸亀市産業振興推進会議 全体会開催
	1 月	○専門部会長会議開催 ○追加調査・ヒアリングの実施（京都大学）
	2 月	○平成 28 年度 第 2 回丸亀市産業振興推進会議 専門部会開催 ・次期産業振興計画に向けた意見交換、論点整理
	3 月	○基礎調査報告書の取りまとめ（京都大学）
	平成 29 年度	5 月
6 月		○平成 29 年度 第 1 回丸亀市産業振興推進会議 専門部会 ・基本理念、継続・拡充・廃止すべき施策に関するワークショップ
6~8 月		○産業振興計画（素案作成）
9 月		○産業振興推進会議委員に対する素案説明会の実施
10 月		○平成 29 年度 第 2 回丸亀市産業振興推進会議 全体会 ・次期丸亀市産業振興計画 素案に関する意見交換
11~12 月		○パブリックコメントに向けた素案の再修正
1~2 月		○パブリックコメントの実施
2 月		○平成 29 年度 第 3 回丸亀市産業振興推進会議 全体会開催 ・パブリックコメントの結果、素案に関する意見交換 ・概要版及び実施計画の説明、次年度以降の産業振興推進会議の進め方

3. 丸亀市産業振興条例（平成 23 年 3 月 24 日条例第 17 号）

美しい瀬戸内海に開かれた好立地を活かし、丸亀は古くから、政治、経済、文化などにおいて重要な役割を担い、城下町、港町として栄えてきた。

丸亀藩による「讃岐三白」と称される地場産品の塩、綿、砂糖の生産、流通の確立が豊かな地域づくりに寄与した。また、産業としてのうちわ、金比羅詣での港町として発展した商業、ため池構築による稲作の拡張、桃をはじめとする果樹栽培など、優れた先駆者と先人たちの努力により産業振興がなされてきた。

近年は上場企業が経済界を牽引する役割を果たし、高度経済成長期には丸亀市も臨海地区を中心に企業誘致を行い、そして何よりも中小企業が地域経済を支え、丸亀市の産業形成がなされた。

しかしながら、現在は地方経済も疲弊した状況が続いている。地方分権が進む中、国の経済政策に頼るだけではなく、自治体としての産業振興が重要な行政課題となってきた。

丸亀市においても、工業、商業、農業、水産業、観光、伝統工芸などの産業は、地域資源が持つ価値を発揮させることにより、市民生活を支える雇用をもたらすなど地域経済にとって重要な存在である。

そこで、自立する中小企業をはじめ、全産業の振興が丸亀市の更なる発展に欠かすことのできないものであることを共通認識し、地域環境の健全な構築を図りながら、すべての人の協働により、丸亀市民の生活維持・向上を実現するため、この条例を制定する。

（目的）

第 1 条 この条例は、産業の発展が地域経済の活性化に果たす役割の重要性にかんがみ、産業振興に関する基本的な事項を定めることにより、産業基盤の安定・強化、中小企業の育成・発展、新規産業の創出、企業誘致、雇用の拡大等を図り、もって地域経済の健全な発展と市民生活の向上に寄与することを目的とする。

（定義）

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 事業者 市内において経済活動を行うものをいう。
- (2) 中小企業 中小企業基本法（昭和 38 年法律第 154 号）第 2 条第 1 項各号に定めるものをいう。
- (3) 産業経済団体 商工会議所、商工会、農業協同組合、漁業協同組合、観光協会その他の市内において経済活動または地域産業の振興を行う団体等をいう。

（基本方針）

第 3 条 産業振興は、事業者の自主的な創意工夫、自助努力をもとに、市、事業者、産業経済団体及び市民が協働して推進するものとする。

- 2 地域の人材や技術などの資源を活かし、異業種間の連携や情報提供などにより、中小企業の育成を推進するものとする。
- 3 人材育成、勤労者の福利厚生の上昇に努め、地域雇用の確保を推進するものとする。
- 4 市の産品の地産地消及び市外における市場の拡大を図る地産外消を推進するものとする。
- 5 前4項に定めるもののほか、産業振興は、次に掲げる方針に基づき推進するものとする。
 - (1) 工業については、生産技術の高度化、知的財産の創造、保護及び活用並びに地域資源を活かした産学連携及び産産連携を推進する。
 - (2) 商業については、店舗の規模、営業形態等の違いによらず、地域に根ざし、共存共栄による活性化を推進する。
 - (3) 農業については、優良農地の確保、良質な農産物の供給を奨励するとともに、農地の持つ多面的な機能を活かした農業振興を推進する。また、担い手の確保、後継者の育成を推進する。
 - (4) 水産業については、水産物を安定的に供給していくため、瀬戸内の水産資源の情報提供、栽培漁業の推進及び後継者の育成を推進する。
 - (5) 観光については、地域の観光資源の創出に努めるとともに、既存の観光に関する情報を広く発信し、観光に関する産業の創出及び活性化を推進する。
 - (6) 新産業については、地元産業と学術研究機関等との連携を図るとともに、新たな産業分野への進出並びにベンチャー企業の創出及び育成を推進する。
 - (7) うちわをはじめとする伝統産業及び地場産業については、組織の強化、後継者の育成を図るとともに、更なる市場の拡大、発展を推進する。

(市の責務)

- 第4条 市は、前条の基本方針に基づき、産業振興にかかる計画を総合的に策定し、実施するものとする。また、その計画及び実施状況を公表するものとする。
- 2 市は、前項の計画実施に当たり、国、県その他の自治体との連携並びに事業者、産業経済団体、学術研究機関等及び市民との協働に努める。
 - 3 市は、事業者の取り扱う物品、工事、役務、農水産物等の受注機会の増大に努めるものとする。
 - 4 市は、産業振興を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるものとする。

(事業者及び産業経済団体の責務)

- 第5条 事業者は、自助努力及び創意工夫により、公正で自由な競争を通じて事業の発展に努めるとともに、市または産業経済団体による産業振興に関する支援等を活用し、事業の活性化に努めるものとする。
- 2 事業者は、法令を遵守し、自らの事業活動に期待される社会的な責任及び役割を認識し、これに応えるよう努めるものとする。
 - 3 産業経済団体は、事業者の事業活動を支援するとともに、自らの事業活動を通じて地

域社会への貢献に努めるものとする。

(市民の理解及び協力)

第6条 市民は、産業振興が地域を活性化し、市民生活の向上に寄与することを理解し、地域における産業の振興に協力するよう努めるものとする。

2 市民は、自らの消費行動が地域産業に与える影響及び効果を理解し、事業者の利用に配慮するものとする。

(産業振興推進会議)

第7条 市は、産業振興に関し、第4条第1項に定める計画策定など必要な事項を調査審議し、施策を推進するため、丸亀市産業振興推進会議（以下「推進会議」という。）を置く。

2 推進会議は、委員25人以内で組織し、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

(1) 識見を有する者

(2) 産業経済団体の関係者

(3) 事業者

(4) 消費者

(5) 公募による者

(6) 前各号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

3 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

4 委員に欠員が生じた場合の補欠の委員は、前任者の残任期間とする。

5 推進会議は、必要があると認めるときは、専門的知識を有する者の意見を求め、または関係者に対し、資料の提出、説明その他必要な協力を求めることができる。

6 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(委任)

第8条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、平成23年4月1日から施行する。

第二次丸亀市産業振興計画

発行元 丸亀市

[お問合せ先] 丸亀市産業文化部 産業観光課

〒763-8501 香川県丸亀市大手町二丁目 3-1

TEL 0877-24-8844 FAX 0877-24-8863

平成 30 年 4 月